

中津川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

平成20年12月26日決裁
一部改正（平成21年 3月19日決裁）
一部改正（平成23年 3月28日決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「新たなエネルギーを活かした、安心して楽しく暮せる環境調和型のまちづくり」を目指し、市民の新エネルギー導入を積極的に推進するため、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）の設置者に対し、予算の範囲内において、中津川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象システム）

第2条 補助の対象となるシステムは、次の各号の要件に適合するものとする。

- （1）住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮有りで連系した太陽光発電システムであること。
- （2）未使用品であること。
- （3）電力会社と電灯契約を締結していること。
- （4）太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。
- （5）連系保護機能については、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に記述したものを満足するものであること。
- （6）当該システムの税抜価格が1kw当たり65万円を超えないものであること。

（補助金の対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の号の要件をすべて満たす者とする。

- （1）自らが居住する市内の住宅（「別荘」を除く。）にシステムを設置すること。
- （2）年度末までにシステムの設置を完了すること。
- （3）設置する建物が、補助金の交付対象となる者の所有でないときは、所有者の承諾を受けていること。
- （4）市税を滞納していないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の交付額は、システム価格に5パーセントを乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。以下同じ。）とする。ただし、当該システムの補助対象出力を5kw未満とする。なお、増設等の場合においては、既存部分を含めて5kw未満とする。

（予約申込）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、システム設置工事の着工前に、中津川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金予約申込書（様式第1号）にシステム設置契約書及び内訳書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（予約者の決定）

第6条 市長は、前条に定める予約申込みの受付を先着順に行うものとする。

- 2 市長は、前条の予約申込みの内容が第2条に定める要件に適合していると認めるときは、予約受理番号及び受理年月日を通知するものとする。
- 3 市長は、当該予約申込みに係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、予約の受付を停止することができる。

(事業内容の変更等の承認)

- 第6条の2 補助金の交付を受けようとする者は、予約受付受理通知後に事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ中津川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金予約変更承認申請書(様式第2号)にシステム設置変更契約書及び内訳書の写しを添付して、市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、補助金交付申請予約額の増額は認めない。
- 2 やむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、速やかに中津川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、システム設置完了日から起算して原則として30日以内又は3月10日のどちらか早い日までに、中津川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書(様式第4号。以下「補助金交付申請書」という。)に次の書類等を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 太陽電池モジュール製造番号及び出力特性
 - (2) システム設置に係る代金領収書の写し
 - (3) 前号の内訳書の写し
 - (4) 太陽光契約に関するお知らせの写し
 - (5) システムの設置状況を示す写真
 - (6) システムの設置場所及び付近の見取図
 - (7) 設置する建物が申請者の所有でないときは、所有者の承諾書
 - (8) 市税完納証明書
 - (9) その他市長が必要と認めたもの

(補助金の交付決定)

- 第8条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書等が提出されたときは、速やかにその書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、中津川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、交付決定の受けた者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第9条 前条により補助金の交付決定通知を受けた者は、速やかに市長に中津川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付請求書(様式第6号)を提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

- 第10条 交付決定を受けた者は、システムの法定耐用年数(17年)の期限内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ中津川市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金システム処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第11条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前条の規定によりシステムを処分したとき。

(補助金の返還)

- 第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関

し既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、売電量及び買電量のデータの提供及びその他の協力を求めることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行し、同日以後にシステムの設置を完了した者に対する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。